

## 生駒市公平委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月16日

生駒市公平委員会委員長 上武 昌文

### 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月生駒市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長部局の項中「広報課の広報係長」を「広報広聴課の広報広聴係長」に改める。

別表第2人権文化センター及び子どもサポートセンターの項中「副所長」を削り、同表衛生処理場の項中「主幹 場長補佐」を削り、同表清掃センターの項中「主幹」を削り、同表竜田川浄化センターの項中「副所長」を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則別表第1及び別表第2の規定は、平成21年4月1日から適用する。